

自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 21 年 3 月 31 日

平成 20 年度 事業計画書

財団法人 波多野ファミリスクール

目 次

I. 幼児を対象とする事業

1) はじめての教室	(1歳～3歳)	1
2) 特別保育	(3歳)	1
3) 幼児体育教室	(2歳～5歳)	1
4) 幼児剣道教室	(5歳)	2
5) 言語力UP教室	(3歳～5歳)	2
6) 園児サマースクール	(4歳～5歳)	2

II. 青少年を対象とする事業

1) 学習力UP教室	(小学生)	2
2) 発信力UP教室	(小学生)	2
3) 短期学習教室	(小学生)	2
4) 体育教室	(小学生)	3
5) 剣道教室	(小・中学生)	3

III. 親と子を対象とする事業

1) 母と子のサマースクール	(母親と3歳児)	3
----------------	----------	-------	---

IV. 成人を対象とする事業

1) 母親研修	3
2) 母親指導	3
3) 教育相談	3
4) コントラクト・ブリッジ教室	4
5) ヨーガ教室	4
6) 書の教室	4
7) 国際教育研究指導	4

財団法人 波多野ファミリスクール

平成 20 年度事業計画 (案)

本財団は「心身の健康と国際性をすべての人に！」を基本理念に社会教育活動を続け、本年で46年目となる。ここ数年、社会動向に合わせ、各教室の内容の見直し・改善をはかってきたが、今年もこの改善をいっそう推進し、基本理念実現に向けた活動をより活発に展開することによって、わが国の教育・文化の向上に寄与したい。

(注) 本文中の年齢は4月1日現在

I. 幼児を対象とする事業

1) はじめての教室 (1歳～3歳児) 【寄付行為第4条-i】

1歳～3歳児を対象として、「遊び」の場を設定し、同年齢のいろいろなタイプの子どもとかかわらせ、その中で心身の健全な発達を促す。子どもには、生きていくうえでの「根っこ」の部分をたくましくするための教育をおこない、母親には、子育ての悩みや不安についてカウンセリングをおこなう。

近年、少子化をはじめとする社会環境の変化から「子ども同士のふれあいの場」がなくなりつつある。また、核家族化が進み、相談する相手が身近にいないため、育児不安に悩む親が増えていることに鑑み、1歳児コースのさらなる充実をはかる。また、小学校における学級崩壊の問題に幼児教育の面から対処すべく、人の話をよく聞き、よく考える、「場」をわきまえた行動をとるなどの基本が身につくような指導をおこなう。

2) 特別保育(3歳児)【寄付行為第4条-i】

「箱を積み上げる」や「重いものを動かす」、「太鼓の振動を感じる」などの活動を通して幼児なりに《観察する力》や《関係づけて見る力》などを伸ばす。また、実践を通じた研究をおこない、その成果を基に将来的には幼稚園教諭を対象とした研修会を開く。

3) 幼児体育教室 (2歳～5歳児)【寄付行為第4条-iv】

心と体のバランスがとれた健全な発育を促すため、幼児期に最も必要とされる《歩く・走る・跳ぶ・転がる・登る・投げる・ぶら下がる》などの基本的な運動を十分に体験させる。また、体を動かす楽しさを味わわせることによって、「生涯を通して運動に親しもう」という気持ちを養うとともに、「順番を守る・勝敗を素直に認める」といった精神面での成長をも獲得させる。

4) 幼児剣道教室（5歳児）【寄付行為第4条-i】

稽古着や防具を自分で身につけたり、きちんと片づけたりする中から自立心を養い、苦しい稽古に立ち向かわせることから「頑張る気力」の源を育てる。また、先生や上級生に対する礼儀正しい言葉遣いを身につけさせる。

5) 言語力UP教室（3歳～5歳児）【寄付行為第4条-i】

買い物や取材などの活動を通して、自分の用件を明確に表現する、知らない人に質問するなどの体験を積ませ、「言うべきことを、はっきりと言える子ども」、「必要なことを、正しく、分かりやすく話せる子ども」を育てる。

6) 園児サマースクール（4歳～5歳児）【寄付行為第4条-i】

言語力UP教室の4歳～5歳児を対象として2泊3日の合宿をおこなう。家庭とはまったく違った環境のもとで、日常の時間的制約の中ではできない体験をさせることによって、「順応性」や「最後までやり抜くたくましい心」を育てるとともに、与えられた課題を「話し合いによって解決していく活動」を通して、「言葉によるコミュニケーションの力」を養う。

II. 青少年を対象とする事業

1) 学習力UP教室（小学生）【寄付行為第4条-x】

新「学習指導要領」の施行で教科内容の削減がはかられたが、ややもすると力のある子が退屈をしやすい。そこで、測る・数える・描く・作る・触るなどの《実体験》を通じた学習で知識の幅を広げるとともに、必要に応じ、指導要領で定める内容を超えた学習経験を積ませる。

2) 発信力UP教室（小学生）【寄付行為第4条-x】

おもちゃの使用説明書を作る・遊びのルールを文章化するなどの活動を通し、「自分の考えていることを、正しく、分かりやすく伝える力」を養うとともに、「図や表・グラフによる表現」の指導もおこなう。

3) 短期学習教室（小学生）【寄付行為第4条-x】

夏休みを利用して算数・国語について短期指導をおこなう。これまで学習してきた内容がどの程度まで身についているかを確かめ、児童の個性や小学校の特性を踏まえ、新学期の生活に自信がもてるようにする。

4) 体育教室（小学生）【寄付行為第4条－iv】

心身の健全な発育を促すため、バランスのとれた運動能力を養い、積極性・自主性・協調性など、精神面の伸長をはかるため、幅広い運動を体験させる。危険から身を守る動きを習得して安全な生活を送らせるだけでなく、スポーツを通じて自己を高めさせる。

5) 剣道教室（小・中学生）【寄付行為第4条－iv】

日本古来の伝統的武道である剣道の現代的な意義を理解し、剣道の技の修練を通して心身の健全な発育をはかる。また、強い相手に対しても、臆せず正々堂々と戦い、[凜]とした精神を養う。

Ⅲ. 親と子を対象とする事業

1) 母と子のサマースクール（母親と3歳児）【寄付行為第4条－i・ii】

同年齢の大勢の子どもとその親が寝食を共にするという未知の環境の中で、子どもには、「初めての経験にも意欲的に挑戦する」という気構えを体得させ、親には、「自分の子どもを客観的に観察する姿勢」を学ばせる。

Ⅳ. 成人を対象とする事業

1) 母親研修【寄付行為第4条－ii・vi】

子どもを立派に育てるには、親自身が自立し、積極的な態度で生活し、社会人として恥ずかしくない教養を身につけなくてはならない。このような考えを具体化すべく、幼児をもつ母親を中心とした各種の講座を開き、国際社会に役立つ子育てのあり方や社会問題について話し合い、親自身の成長と向上とをはかる。

2) 母親指導【寄付行為第4条－ii・vi】

1歳～3歳の幼児をもつ母親を小グループに分け、いま抱えている子育ての不安や悩みを話し合いながら、問題解決や不安解消のためのアドバイスを随時おこなう。

3) 教育相談【寄付行為第4条－ii・viii】

幼児・児童のしつけ・健康・教育・友だち関係などの問題、ならびに、帰国した子どもや来日した外国の子どもの学校生活・日常生活等の適応の問題に関する相談を随時おこなう。

4) コントラクト・ブリッジ教室【寄付行為第4条-v】

トランプのゲームであるブリッジを通して、推理する面白さを味わいながら、頭にフレッシュな空気を送り込み、社交を楽しむとともに脳細胞の働きを活性化することをねらいとする。

5) ヨーガ教室【寄付行為第4条-v】

無理をせず、リラックスして心と体のバランスを保ち、「自己治癒力」を存分に活用できるよう指導し、心身の健康をはかることを目的とする。

6) 書の教室【寄付行為第4条-x】

あらたまって「書道を」というとなかなか取り付きにくい。そこで、「習いたい文字を、習いたいスタイルで」「書」を学べる機会を提供する。幼児の送り迎えをする親が心を落ち着ける場として、また、近所の高齢者などの生涯学習の場としても位置づけている。

7) 国際教育研究指導【寄付行為第4条-x】

帰国生徒・外国人生徒が日本の学校に適應するための指導方法を研究し、その成果を、全国の教員やボランティアに対し、講習会・モデル授業・機関紙を通じて指導する。また、文科省や文化庁などの委員を引き受けるなどの形でも国際教育の発展に寄与する。

*今まで独立した事業として位置づけてきた「自然に学ぶ育児講座」は、19年度から「母親研修」の中に位置づけ、「はじめての教室」の保護者に全員が受講できるようにした。